

## 遺言書

遺言者●●●●は、次のとおり、遺言をする。

第一条 遺言者は、遺言者の有する現金 300 万円及び下記の不動産を、妻●●△△（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

記

②

## ① 土地

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目  
地 番 〇〇番〇  
地 目 宅地  
地 積 〇〇平方メートル

## ② 建物

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇  
家屋番号 〇〇番〇  
種 類 居宅  
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
床 面 積 1 階部分 〇〇.〇〇平方メートル  
2 階部分 〇〇.〇〇平方メートル

第二条 遺言者は、遺言者名義の下記の預金債権を、長男●●□（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

記

- ① 〇〇銀行〇〇支店 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
- ② 〇〇銀行〇〇支店 定期預金  
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

第三条 遺言書は、ゆうちょ銀行の遺言者名義の下記の貯金債権を、孫●●◆◆（平成〇年〇月〇〇日生）に遺贈する。

記

通常貯金

記号 〇〇〇 番号 〇〇〇

第四条 遺言者は、前 3 項に記載する財産を除く遺言者の有する現金その他一切の財産を、長女●●◇◇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

平成〇〇年〇月〇日 ③

広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
遺言者 ●●●● ⑤

④

- ① すべてを自書（自分で書くこと）してください。
- ② 土地や建物が特定できるよう、登記事項証明書（法務局で申請ができる）の記載に従って記入します。土地は、所在・地番・地目・地積を、建物は所在・家屋番号・種類・構造・床面積を書くことで特定することができます。
- ③ 遺言書を作成した日付を記入します。吉日など、日にちの特定ができないものは無効になってしまいます。
- ④ 自署（自分で自分の名前を書くこと）してください。
- ⑤ 印鑑を忘れずに押してください。この印鑑は実印でなくても（認印でも）構いませんが、できるだけ実印を押すようにしましょう。また、訂正などを行う際は、必ず、ここで押したものと同一印鑑を使わなければなりません。